平成２５年（フ）第３０２号
名古屋市緑区鳴海町字諏訪山123番地　宝マンション左京山905号、開始決定時の住所名古屋市中村区太閤２丁目５番８号
破産者　野村　博治
破産管財人　佐藤　浩史が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　辻　顕一朗
平成26年９月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４０号
愛知県稲沢市陸田高畑町64番地、商業登記簿上の本店所在地愛知県稲沢市陸田町１丁目55番地
破産者　ケイブ運輸株式会社
破産管財人　佐藤　浩史が死亡したので、次の者を破産管財人に選任する。
新破産管財人　弁護士　辻　顕一朗
平成26年９月11日
名古屋地方裁判所一宮支部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８号
長野県伊那市狐島3737番地　グランフォート102号
破産者　山口　秀康
１　期日　平成26年11月５日午前11時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
３　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
平成26年９月16日　長野地方裁判所伊那支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６５３７号
東京都渋谷区神泉町11―９　ワインアパートメント401、住民票上の住所東京都渋谷区恵比寿４丁目20―２―1020
破産者　大澄　剛史
免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
平成26年９月12日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
群馬県前橋市千代田町５丁目10番６号
再生債務者　株式会社きようしん
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年９月12日　前橋地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第６５号
埼玉県所沢市中富南２丁目24番地の39
再生債務者　田中　覚司
１　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月２日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月16日から平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第６９号
埼玉県さいたま市西区三橋６丁目406番地５
再生債務者　高橋　正光
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月３日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月17日から平成26年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第７７号
埼玉県川口市仲町14番１―1202号　ラヴィドール川口
再生債務者　荒井わかお
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月３日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月17日から平成26年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第６３号
埼玉県所沢市大字山口1910番地の２
再生債務者　伊東　斎
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月３日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月17日から平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第１５５号
愛知県小牧市中央５丁目252番地　サン花水木Ａ―２号
再生債務者　内野　拓登
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月３日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月10日から平成26年10月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１５７号
名古屋市守山区天子田３丁目601番地　大森向住宅１棟710号
再生債務者　リバー建築設計事務所こと　河倉　秀明
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月３日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月10日から平成26年10月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第３５号
兵庫県西宮市津門住江町８番16―416号
再生債務者　玉木　伸洋
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月３日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月10日から平成26年10月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第１７６号
札幌市豊平区豊平６条10丁目５番25号　リバティーヒノデ101号室、住民票上の住所旭川市永山７条19丁目２番12号
再生債務者　矢野　正憲
１　決定年月日時　平成26年９月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月７日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月21日から平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１９４号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目９番５号
再生債務者　高橋　浩幸
１　決定年月日時　平成26年９月16日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月７日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月21日から平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第２０７号
札幌市豊平区西岡４条５丁目２番12号
再生債務者　名西　康二
１　決定年月日時　平成26年９月16日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月７日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月21日から平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１５号
釧路市鶴野東４丁目13番３号
再生債務者　山田　秀治
１　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月７日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月21日から平成26年10月28日まで
釧路地方裁判所

平成２６年（再イ）第６号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳1506番地の９
再生債務者　高橋　広樹
１　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月７日まで
４　一般異議申述期間　平成26年11月４日まで
山形地方裁判所米沢支部